

林業における労働災害防止等講習会

林業における労働災害防止等について

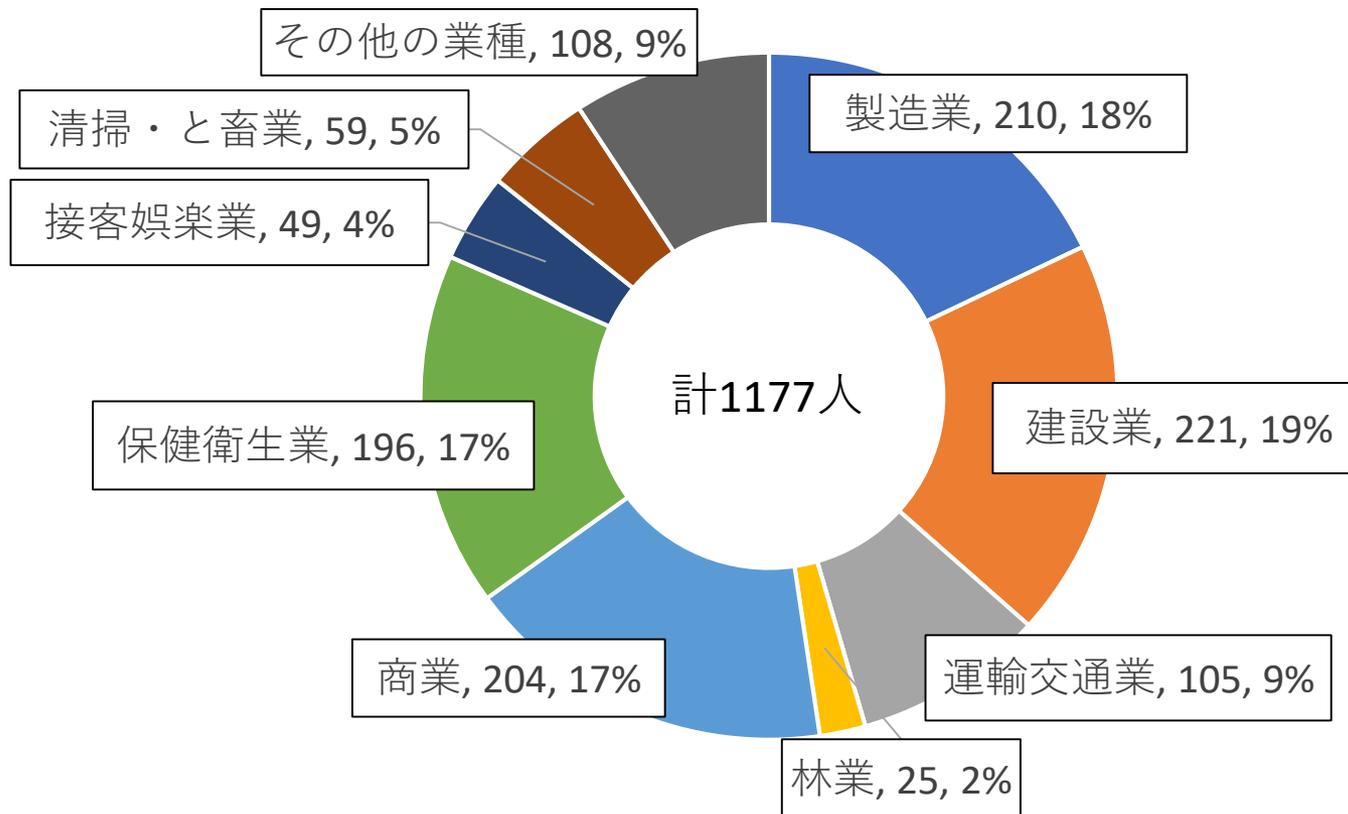
令和6年8月5日
能代労働基準監督署

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要について（抜粋）
3. 林業における労働災害防止対策について
4. その他

労働災害発生状況（令和5年）

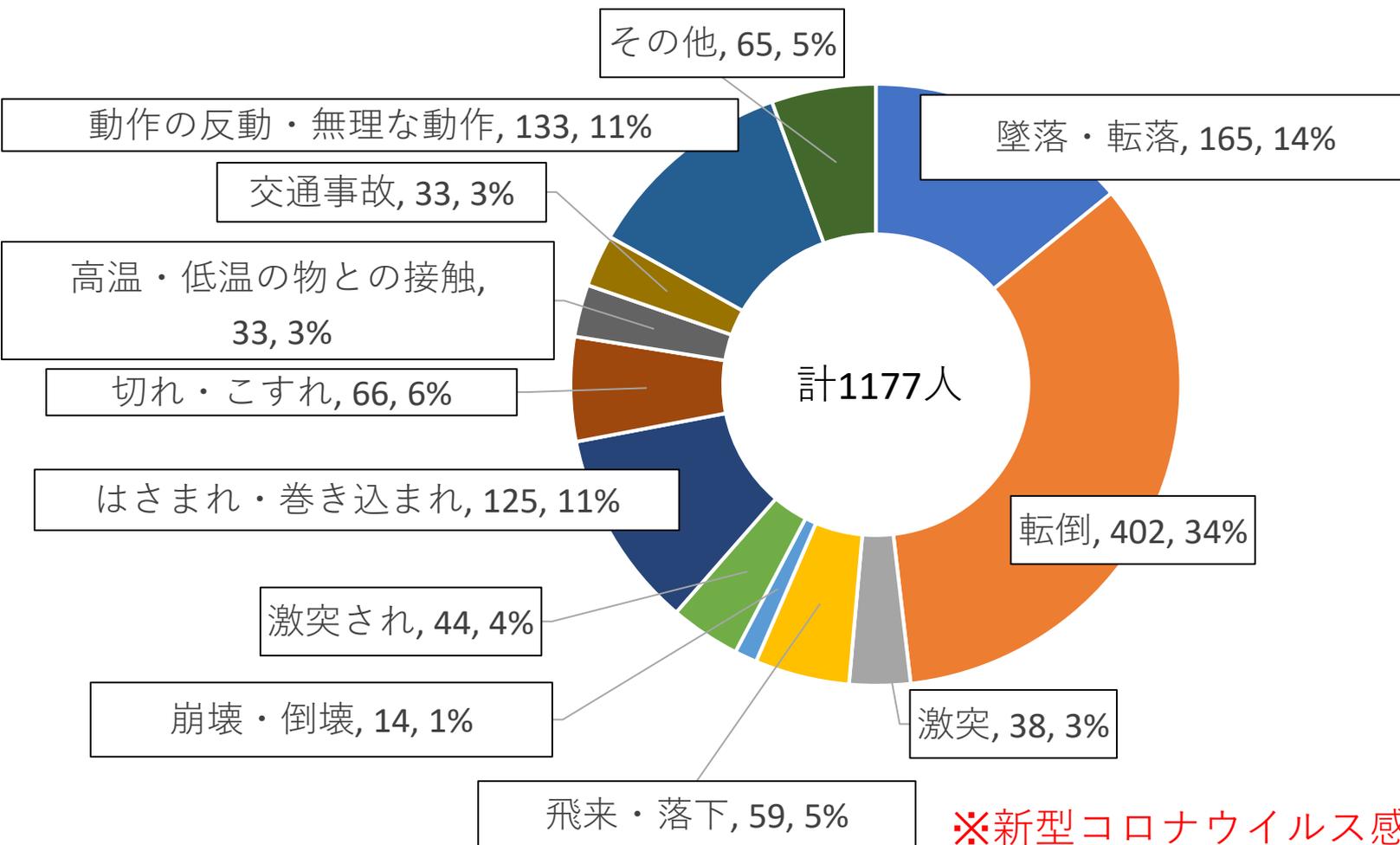
令和5年業種別労働災害発生状況（秋田労働局）



※新型コロナウイルス感染症を除く

労働災害発生状況（令和5年）

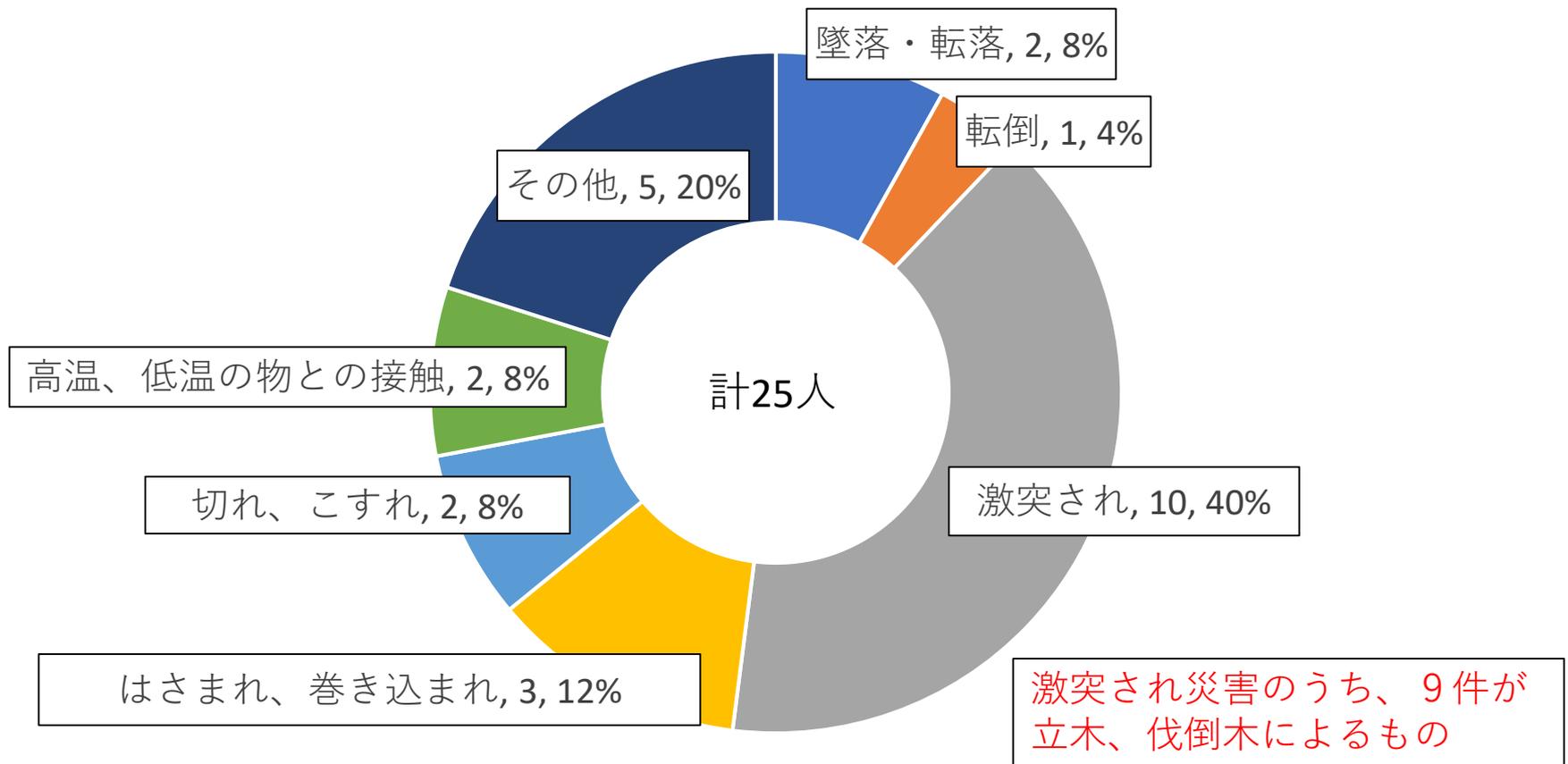
令和5年事故の型別労働災害発生状況（秋田労働局）



※新型コロナウイルス感染症を除く

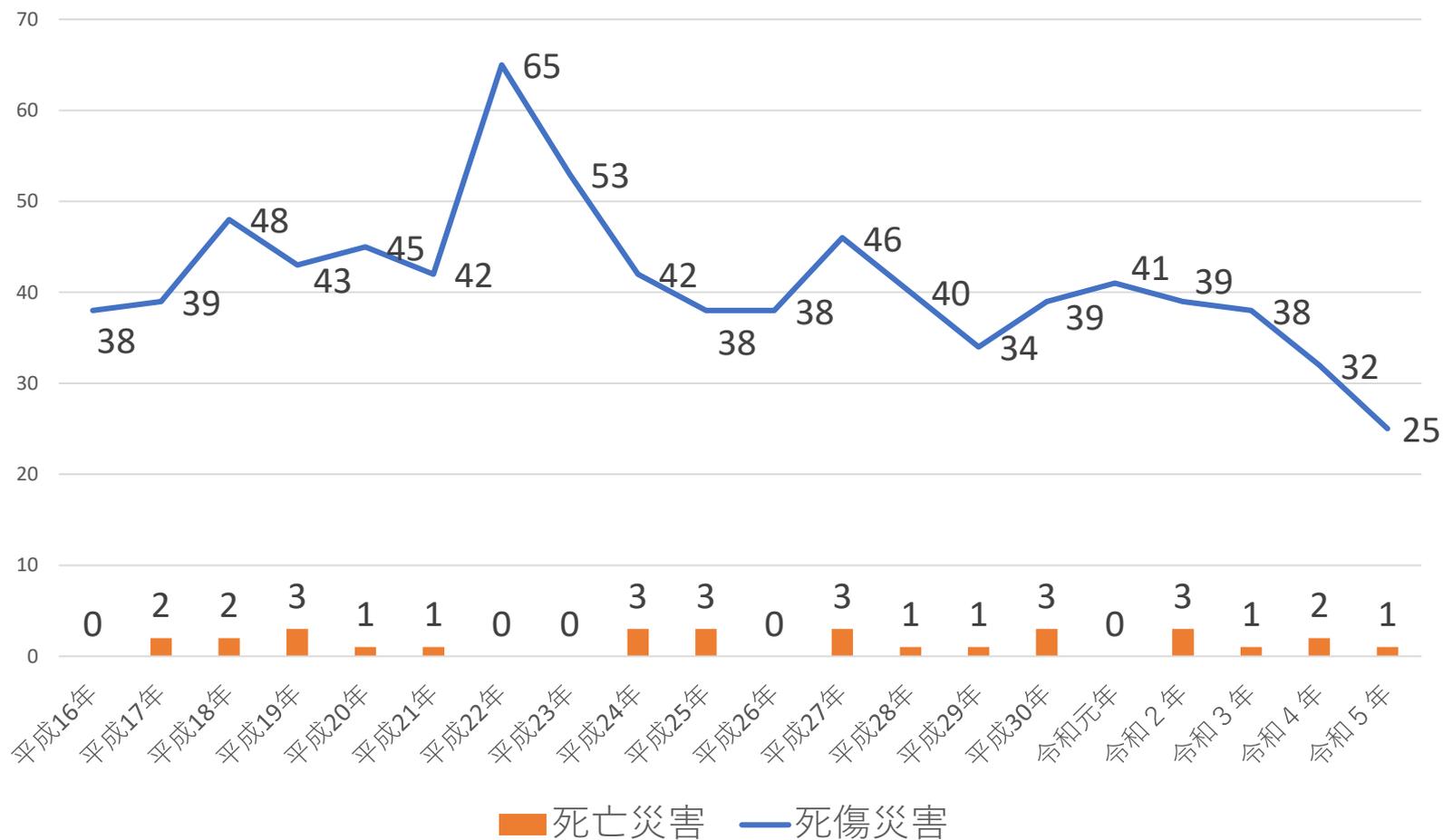
労働災害発生状況（令和5年）

令和5年林業事故の型別労働災害発生状況（秋田労働局）



労働災害発生状況（令和5年）

林業労働災害発生状況の推移（秋田労働局）



本日のテーマ

1. 労働災害発生状況

2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要について（抜粋）

3. 林業における労働災害防止対策について

4. その他

秋田労働局第14次労働災害防止計画のポイント

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善したが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は減少してきているものの、2022年（令和4年）は増加し、休業4日以上死傷者数に至っては、新型コロナウイルス感染症による増加を考慮しても高水準で推移している。また、高年齢労働者、中小事業場の災害が多いなど中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。さらに、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化してきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

目次

・計画の目標と期間	1
・重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	2
・重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進	3
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送業）	4
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）	5
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）	6
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）	7
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進）	8
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）	9
・重点事項 化学物質による健康障害防止対策の推進	10

秋田労働局第14次労働災害防止計画の目標と期間

計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す

計画期間

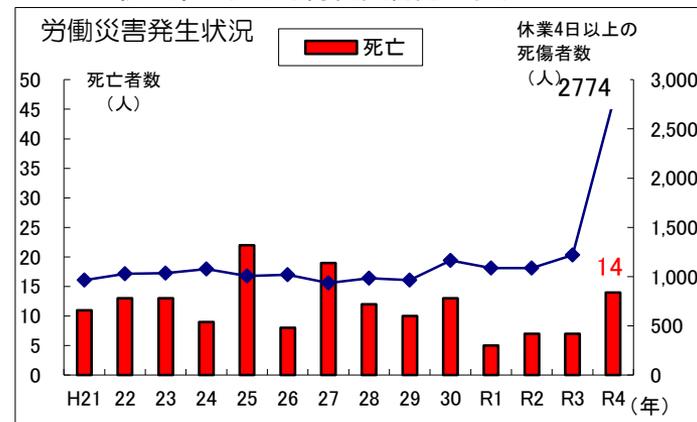
2023年4月1日～2028年3月31日

アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少

死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少

秋田県における労働災害発生状況



令和4年は速報値(令和5年1月末)

死傷者数比較 (平成30年～令和4年)



令和4年は速報値(令和5年1月末)

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

現状と施策の方向性

- ◆ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドラインの周知徹底を図る。
- ◆ 森林管理署や秋田県、林災防秋田県支部等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

アウトプット指標

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

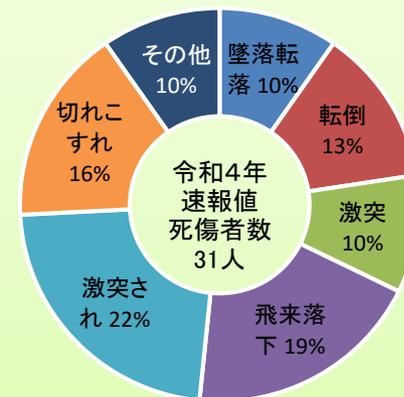
- ・ 林業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

具体的取組事項

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に周知を行う。
- ・ 立木伐倒時の安全対策、かかり木処理における禁止事項及び保護衣の適切な使用等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に指導を実施する。

林業労働災害発生状況

林業 休業災害 事故の型別



(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)



重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進

現状と施策の方向性

- ◆ 死傷災害の増加については①労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること、②特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること、③安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること、④さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

アウトプット指標

- ・ 労働者50人以上の事業場における「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 外国人労働者に対する安全衛生対策として、母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

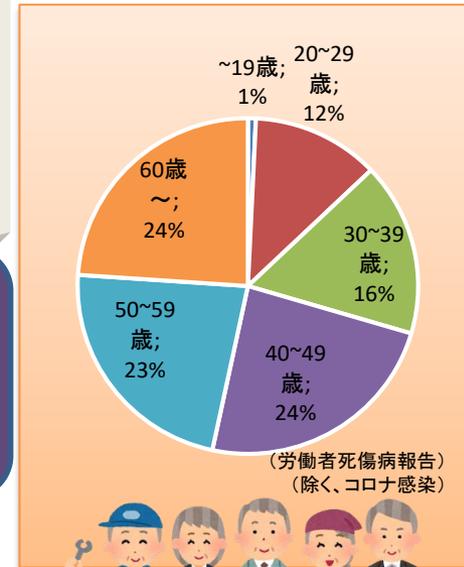
アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下(全産業における令和4年の年千人率5.98(速報値))とする。

具体的取組事項

- ・ エイジフレンドリーガイドラインの周知について、集団指導・個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 外国人労働者に対する災害防止教育の実施について、あらゆる機会をとらえて周知する。

令和4年速報値(5年1月末)
年齢別労働災害発生状況



外国人労働者 労働災害発生状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人労働者数	1953	2203	2402	2233	2498
外国籍被災者数	0	1	7	10	11

(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)
(単位:人)

労働災害防止対策について

エイジフレンドリーについて

- エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、ここでは高齢労働者が職場内において安全で安心した作業環境の中で就労させることを目的とした取り組みになります。
- 定年延長や労働人口の確保のため、高齢労働者の雇用が進んでおり、雇用の増加と比例して、労働災害も増加しています。
- このようなことから、高齢労働者の特性を考慮した労働災害防止対策を事業場でも積極的に進めましょう。

具体的な取り組み例

(1) 安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当や組織作りを行い、身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施。

(2) 職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等ハード面の対策とともに、ゆとりのある作業スピード等、働く人の特性を考慮した作業管理の実施。



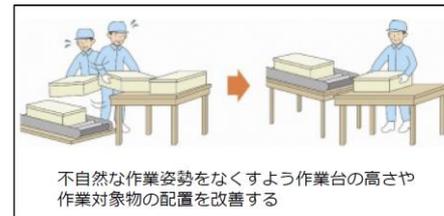
(3) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力測定により、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握。



(4) 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康診断や体力測定により把握した個々の健康状態等に応じて、作業場所に適正配置し、併せて身体機能の維持向上に取り組む。



(5) 安全衛生教育

十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施し、再雇用等で経験のない業務への従事者には、丁寧な教育訓練を実施。



本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要について（抜粋）
3. 林業における労働災害防止対策について
4. その他

伐木等作業について

伐木等作業時に確認する取り決め

- ・ 労働安全衛生法(労働安全衛生規則)
- ・ 各種ガイドライン
 - チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン
 - 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備のためのガイドライン
- ・ 事業場における現場でのルール（作業計画、合図など）

伐木等作業について

安衛則第477条

事業者は、伐木の作業(伐木等機械による作業を除く。第479条において同じ。)を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

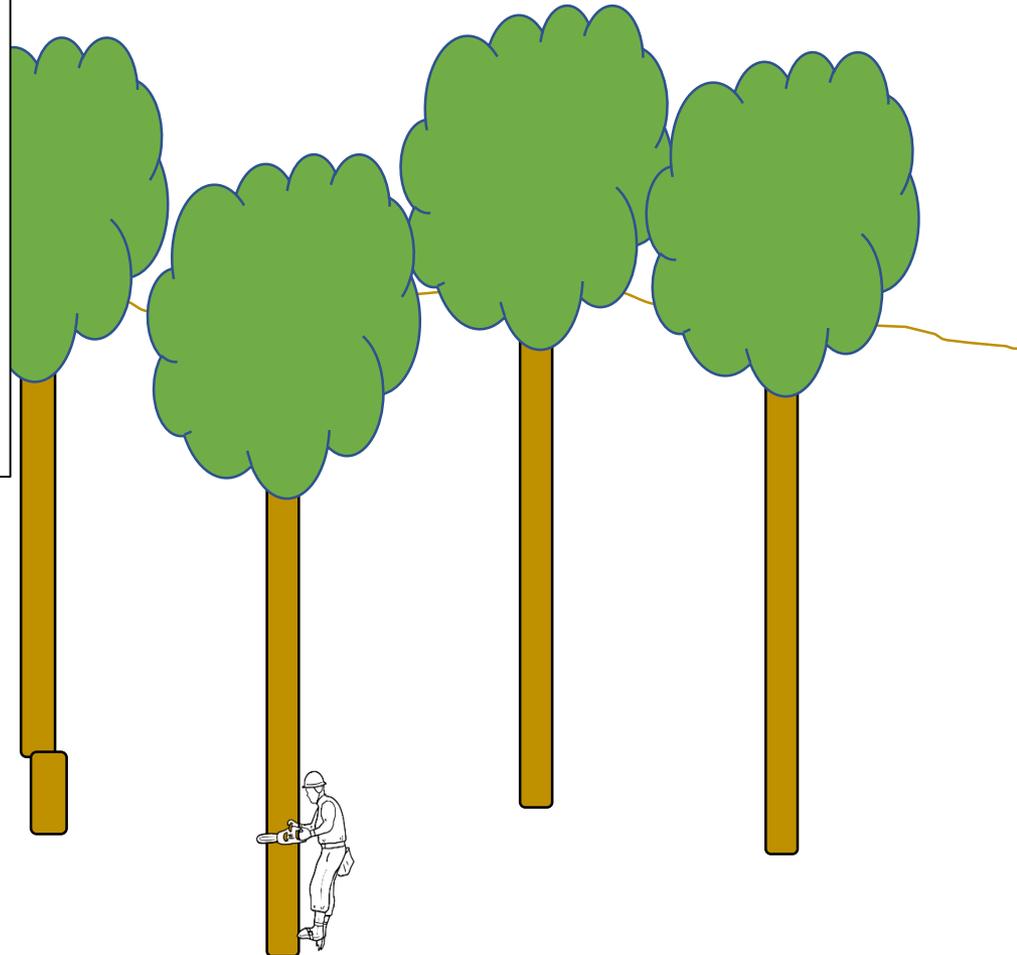
- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

伐木等作業について

安衛則第477条

第1、2号について（ガイドライン）事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと

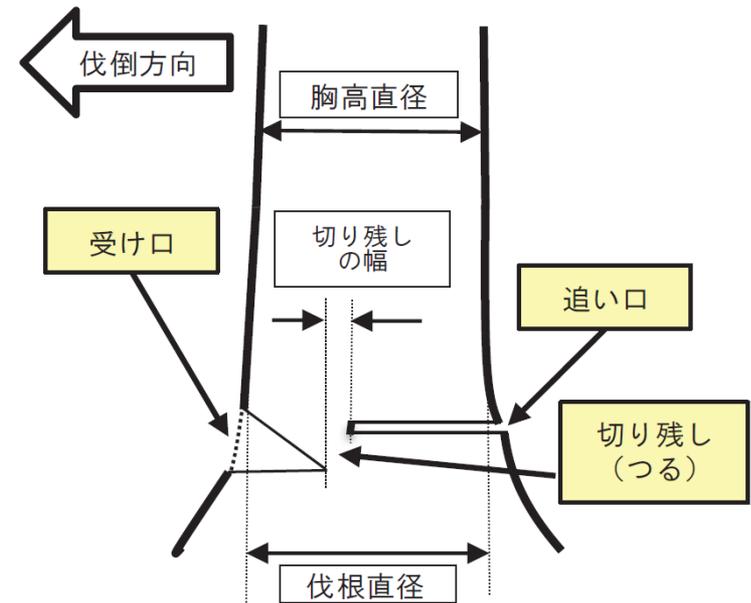


伐木等作業について

安衛則第477条

第3号について（ガイドライン）

- ・ 胸高直径が20 cm以上のものについては右図のとおり、受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。
- ・ 技術的に困難である場合を除き、伐根直径の10分の1程度となるようにつるを確保すること。
- ・ 胸高直径20 cm未満であっても上記のとおり作業を行えるのであれば当該作業を行うのが望ましいこと。
- ・ 2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。



(図1)受け口、追い口等の関係図

伐木等作業について

安衛則第478条

1 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。（浴びせ倒し等の禁止）

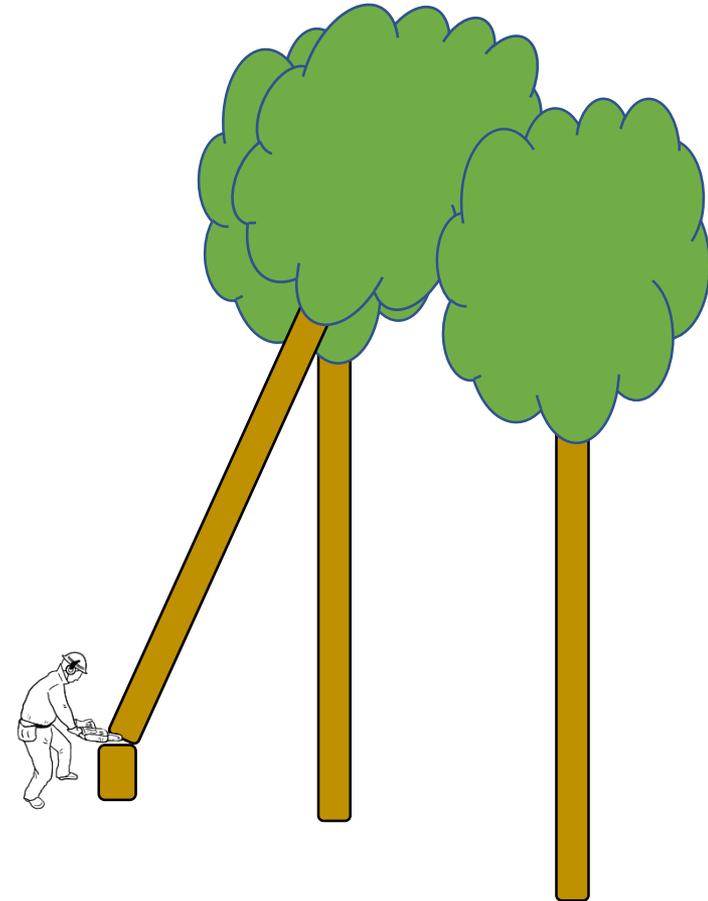
3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかっている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

伐木等作業について

安衛則第478条

かかり木について（ガイドライン）

- ・ かかり木の発生後速やかに退避場所を選定
- ・ かかり木が発生した後はかかり木の状況について常に注意を払うこと
- ・ かかり木の処理の作業を開始した後、当該かかり木がずれ始めた時には、選定した退避場所に労働者を速やかに退避させるようにすること。
- ・ かかり木が発生した場合は速やかに、確実に処理するようにすること。

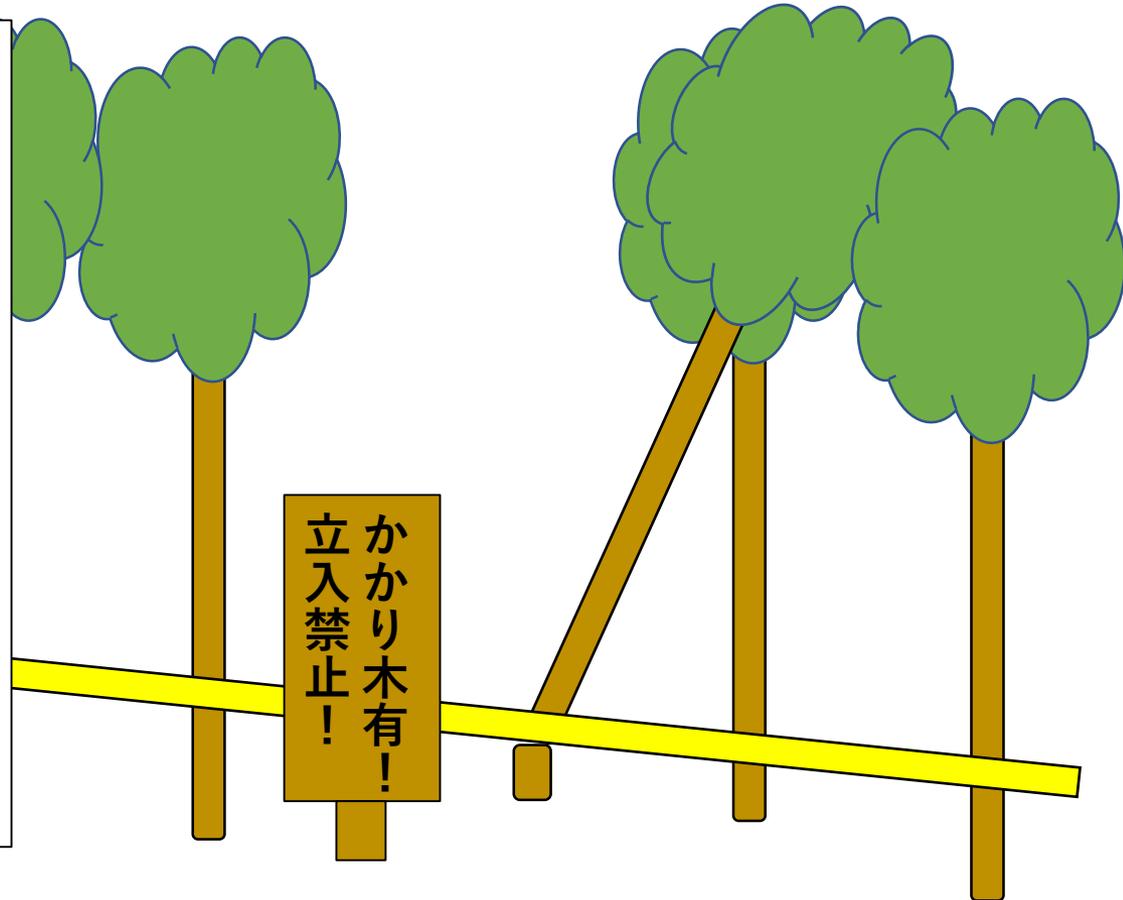


伐木等作業について

安衛則第478条

かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置について
(ガイドライン)

かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に労働者等が誤って近づかないよう、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示すること。



伐木等作業について

安衛則第478条

ガイドライン上の禁止事項

安衛法上の禁止事項

かかられている
木の伐倒



浴びせ倒し
投げ倒し



元玉切り



枝切り



肩で担ぐ



かかり木の放置



適切な措置が必要

伐木等作業について

安衛則第478条

かかり木の処理方法について（ガイドライン）

- ・車両系木材伐出機械等を使用する場合には、ガイドブロックを用い安全な方向に引き倒すようにするとともに、急なウインチの操作、走行、ワイヤーロープの巻取り等を行わないようにすること

- ・かかっている木の胸高直径が20cm以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合

 - けん引具等を使用して、かかり木を外すようにすること

 - また、けん引具等を使用する場合には、ガイドブロック等を用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、かかっている木の樹幹にワイヤーロープを数回巻き付け、けん引具等によりけん引したときに、かかっている木が回転するようにすること。

- ・かかっている木の胸高直径が20cm未満であって、かつ、かかり木が容易に外れることが予想される場合

 - フェリングレバー等を使用して、かかり木を外すようにすること。

伐木等作業について

安衛則第479条

- 1 事業者は、伐木の作業を行なうときは、**伐倒について一定の合図を定め**、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。
- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者(以下この条及び第481条第2項において「他の労働者」という。)に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、**当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。**
- 3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

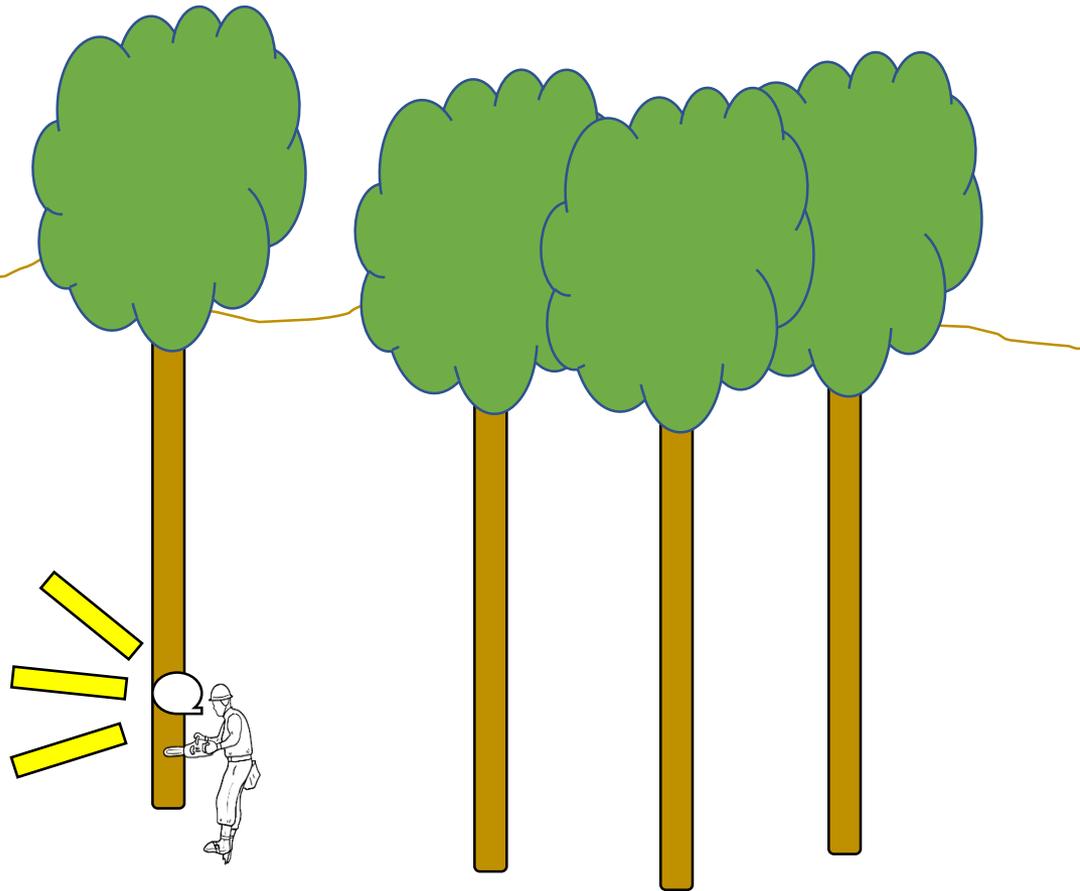
伐木等作業について

安衛則第479条

伐倒時の退避（ガイドライン）

・伐倒者に伐倒にあたって合図をさせ、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。

伐倒者は追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後直ちに退避すること。



伐木等作業について

安衛則第480条

1 事業者は、造材の作業(伐木等機械による作業を除く。以下同じ。)を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の措置を講じなければならない。

伐木等作業について

安衛則第480条

造材作業について（ガイドライン）
くい止め、歯止め等これらの木材が
転落し、または滑ることによる危険
を防止する措置を講ずること。



伐木等作業について

安衛則第481条

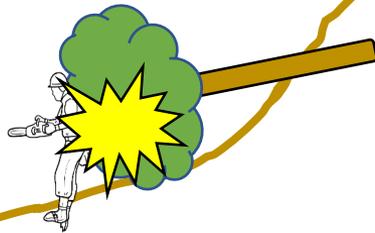
- 1 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業(車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。)を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。
- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。
- 3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

伐木等作業について

安衛則第481条

ガイドライン

伐倒木等が転落し、または滑ることによる危険を生ずるおそれのある所には、労働者を立ち入らせないこと。

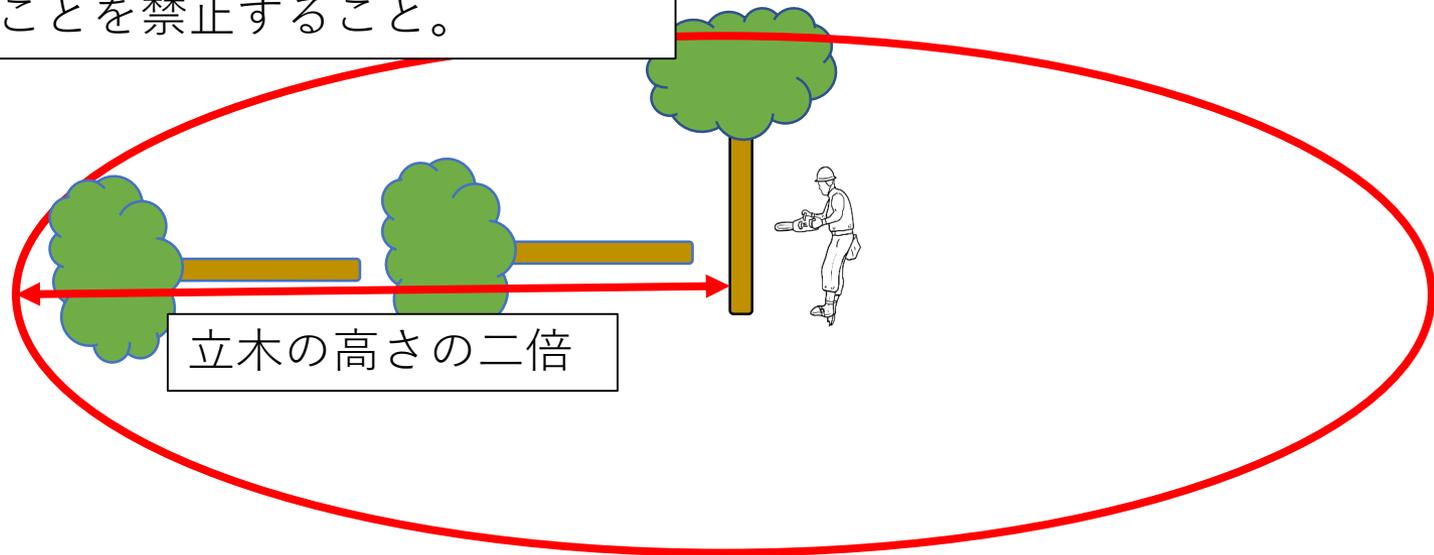


伐木等作業について

安衛則第481条

ガイドライン

伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入ることを禁止すること。



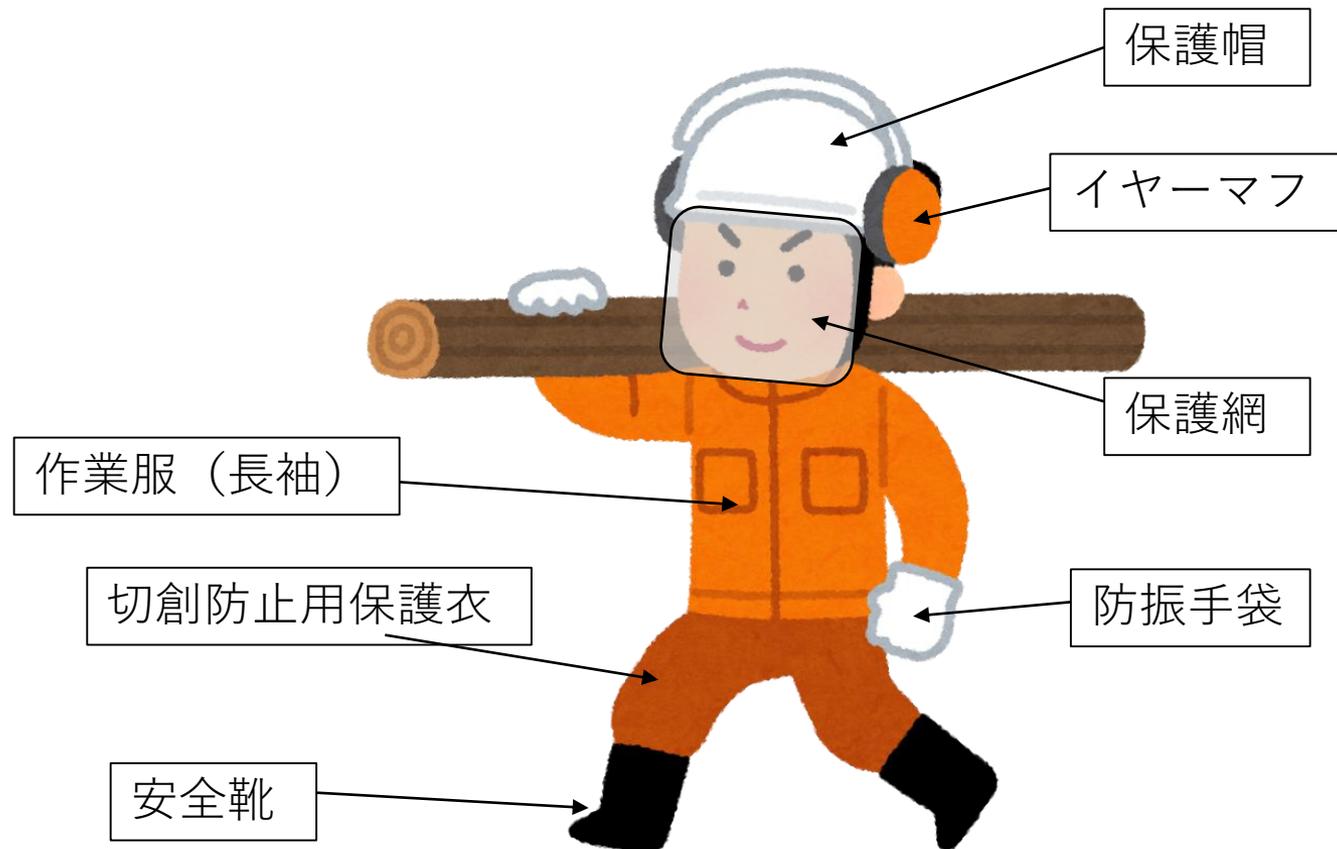
伐木等作業について

安衛則第483条

事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

伐木等作業について

作業時の装備（保護具）について
（安衛法、ガイドライン）



伐木等作業について

- ・ 切創防止用保護衣

伐木等作業を行うときは、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させる。**（安衛則第485条第1項）**

→前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本産業規格T8125-2に適合するものを使用させること。

- ・ 衣服

道具や危険な動植物等と皮膚との接触を防ぐために長袖の上衣、長ズボンを着用

伐木等作業について

- 手袋
防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を使用
 - 安全靴等の履物
作業中の労働者に、作業場所、状況に応じた安全靴その他適当な履物を使用させること
(安衛則第558条第1項)
- 安全靴は、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側部分にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っている日本産業規格T8125-3に適合する安全靴又は同等以上の性能を有する者を使用すること

伐木等作業について

- ・ 保護帽

物体の飛来落下による危害並びに墜落による労働者の危険を防止するため、保護帽を常に着用すること。

→保護帽の規格に適合し、型式検定の標章が貼付されているものを選定。

- ・ 保護網

木片等の飛来から顔や目を保護するため、保護網又は保護メガネ等を着用すること。

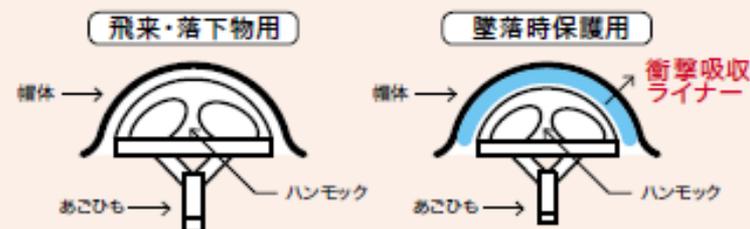
- ・ イヤーマフ

騒音障害を防止するため、チェーンソーのエンジンをかけているときは耳栓等を使用すること。

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。

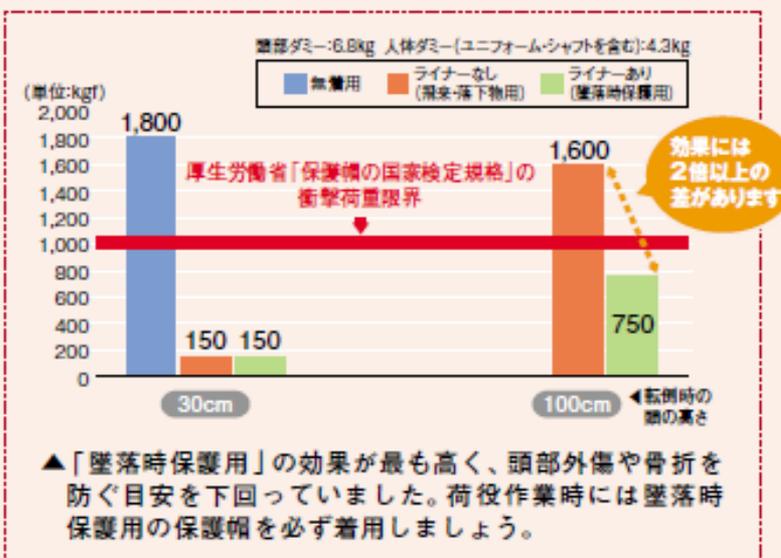


衝撃吸収のメカニズム <墜落時保護用の場合>

- 1 ハンモックが伸びて衝撃を吸収します。
- 2 帽体がひずんで衝撃を受け止めます。
- 3 衝撃を受け止めた後、元の形に戻ろうとします。



保護帽は柔らかさによって頭部を守っています！

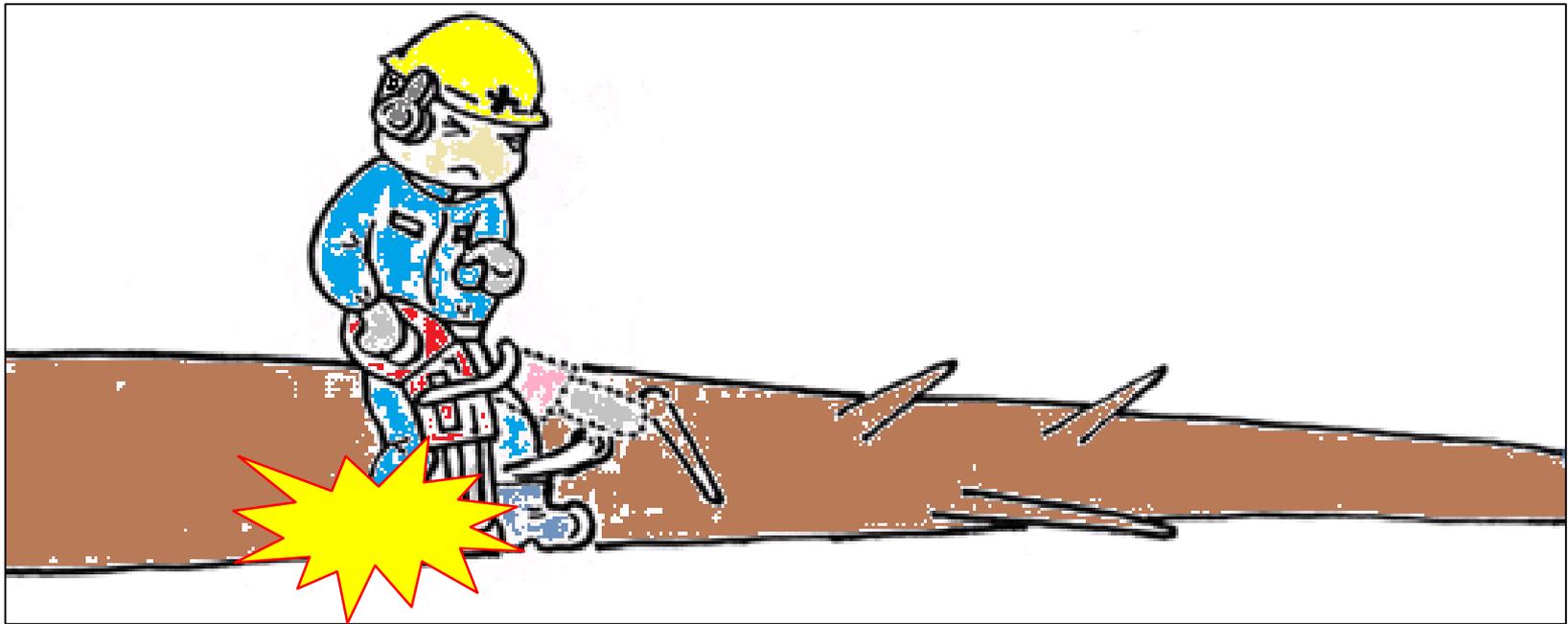


■ 保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

伐木等作業について

災害事例



伐倒した木の枝払い作業中、チェーンソーがキックバックして足に接触し被災。

→適切な切創防止用保護衣、安全靴の着用が必要

伐木等作業について

災害事例



刈払機にて除伐作業中、刈払った木片が飛来し顔に直撃。目を負傷した。被災時に防護眼鏡を外していた。

→保護眼鏡を着用していれば少なくとも目の負傷を防げていた

伐木等作業について

作業計画について

チェーンソーを使用して伐木等作業を行う際には**作業場所の調査を行ってその結果を記録**し、その結果記録に基づき作業方法等を定めた作業計画を作成すること。

(ガイドライン)

伐木等作業について

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

伐木等作業（伐木、造材）を行う場合の調査事項

- ①地形の状況
- ②地質・水はけの状況
- ③埋没物・架空線近接の状況
- ④対象の立木の状況
- ⑤つるがらみ・枝がらみの状況
- ⑥枯損木・風損木の状況
- ⑦下層植生状況
- ⑧緊急車両の走行経路
- ⑨携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

伐木等作業について

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

伐木等作業（伐木、造材）を行う場合の作業計画に含める事項

- ①作業地の概況（調査により判明した事項）
- ②作業の方法
- ③作業の安全対策

伐木等作業について

第151条の88

事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について

- ①地形
- ②地盤の状態等並びに
- ③伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等

を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

伐木等作業について

安衛則第151条の89

1. 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、**前条の規定による調査により知りえたところに適応する作業計画を定め**、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
2. 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
 - 一 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力
 - 二 車両系木材伐出機械の運行経路
 - 三 車両系木材伐出機械による作業の方法

チェーンソー、車両系木材伐出機械を使用するのであれば内容を1つに取りまとめた作業計画を作成することも可能

伐木等作業について

チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

第 回改定：令和 年 月 日

事業者名	印
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

作業を行う場所・作業の方法の概略図

※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。
 なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

車両系建設機械

作業区分	種類	能力	台数	運転者	資格	年次点検

業地の概況	伐倒対象の立木の状況	(架空線) 無 有 () (※留意点)
	④伐倒対象の立木の状況	(樹種) スギ ヒノキ その他 () (樹齢) () 年生が主体 (大きさ) 胸高直径 () cm 樹高 () m 程 (大きさ) 枝のつき 多い 中間 少ない (※留意点) (立木の密度) 密 中間 疎 (※留意点)
	⑤つるがらみ、枝がらみの状況	(つるがらみ) 無 有 (※留意点) (枝がらみ) 無 有 (※留意点) (枯損木) 無 有 (※留意点) (風倒木) 無 有 (※留意点)
	⑥枯損木の状況	(かん木) 密 中間 疎 (※留意点) (草木) 密 中間 疎 (※留意点)
	⑦下層植生の状況	
	⑧作業の方法	チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他 ()
	⑨伐倒の方法	間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他 ()
	⑩伐倒の順序	尾根側から谷部へ 谷部から尾根側へ その他 ()
	⑪かかり木の処理の方法	車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他 ()
	⑫退避場所設定標示	テープ表示 その他 ()
	⑬立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン その他 ()
	⑭合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他 ()
	⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他 ()
	⑯その他安全対策	

作業班	作業者名	チェーンソー使用有無	チェーンソーメーカー	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		

緊急時の対応	⑰緊急車両の走行経路、緊急連絡先	林班 小班 GPS緯度: 経度: 消防署(電話)、病院(電話) 緊急車両待合せ場所(林道等名称・位置) 会社(〇〇事務所)(電話)
	⑱携帯電話等・無線通信による通信可能範囲	林道等名称・位置
	⑲備考	

(※1)各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
 (※2)記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考すること。

※必要に応じて車両系木材伐出機械の記入欄も追加

伐木等作業について

チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

第 回改定：令和 年 月 日

事業者名	(印)
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

事業場(現場・団地)名 作業場所(林班等) 作業班名						
作業責任者名・連絡先						
作業期間	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日					
①地形の状況	(傾斜)	平地	傾斜地	段差地		
	(傾斜地の場合)	急傾斜	中間	なだらか	(平均的な傾斜 °)	
	(斜面の向き)	日照よい(南向き等)	それ以外(北向き等)		(※留意点)	
	②地質・水はけの状況	(岩石地・崩壊地)	大きい	中間	小さい	(※留意点)
	(転石・浮石)	多い	中間	少ない	(※留意点)	
	(水はけ)	よい	中間	悪い	(※留意点)	
	③埋設物・架空線の近接の状況	(埋設物)	無	有 ()		(※留意点)
(架空線)	無	有 ()		(※留意点)		
④伐倒対象の立木の状況	(樹種)	スギ	ヒノキ	その他 ()		
	(樹齢)	()	年生が主体			
	(大きさ) 胸高直径 ()	cm 程	樹高 ()	m 程		
(大きさのばらつき)	多い	中間	少ない		(※留意点)	
(立木の密度)	密	中間	疎		(※留意点)	
⑤つるがらみ、枝がらみの状況	(つるがらみ)	無	有		(※留意点)	
	(枝がらみ)	無	有		(※留意点)	
⑥枯損木等の状況	(枯損木)	無	有		(※留意点)	
	(風倒木)	無	有		(※留意点)	
⑦下層植生の状況	(かん木)	密	中間	疎	(※留意点)	
	(草本)	密	中間	疎	(※留意点)	

作業地の調査の結果
得られた情報を記載

作業地の概況

伐木等作業について

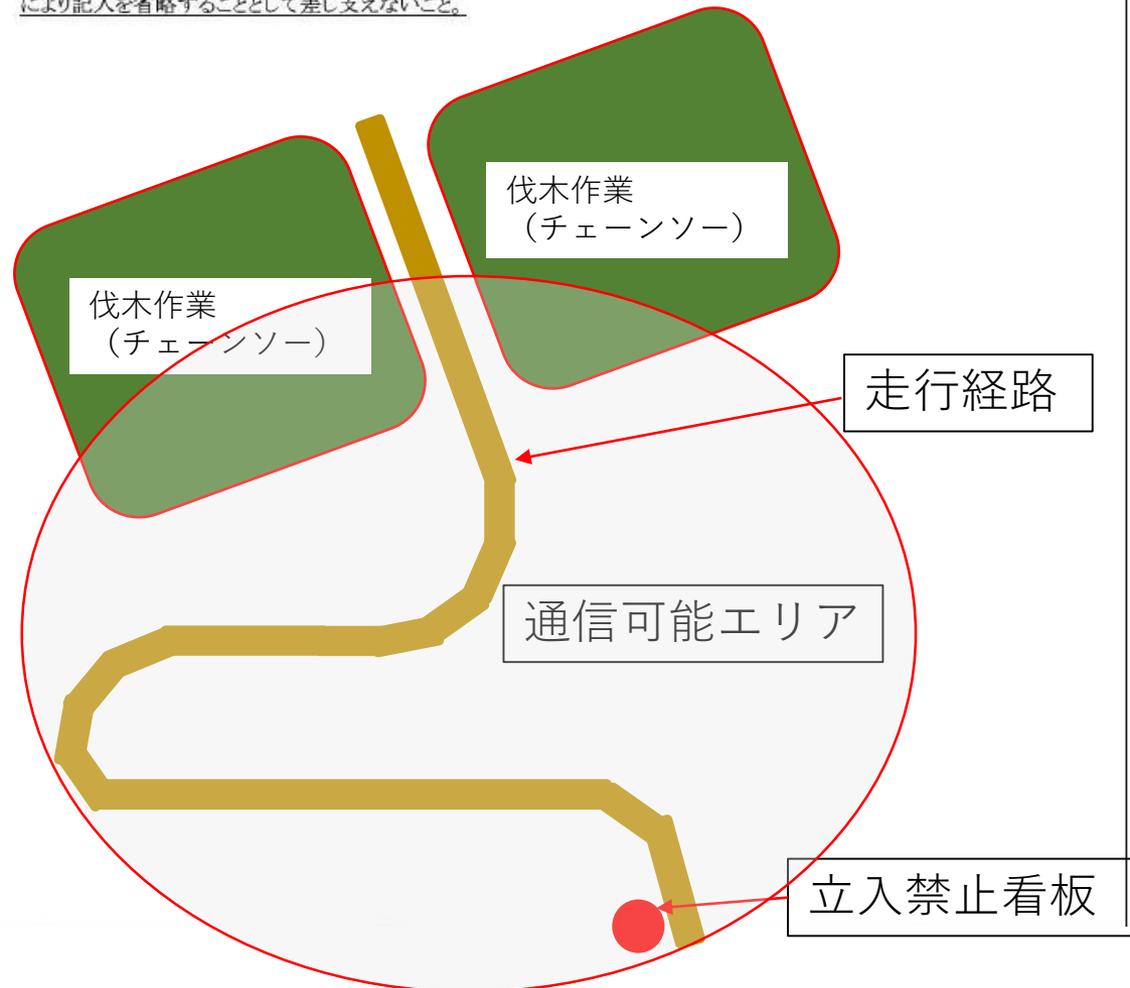
作業地の概況に基づき作業方法を決定する

作業計画の内容	⑧作業の方法	チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他（ ）
	⑨伐倒の方法	間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他（ ）
	⑩伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他（ ）
	⑪かかり木の処理の作業の方法	車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他（ ）
	⑫退避場所設定標示	テープ表示 その他（ ）
	⑬立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン その他（ ）
	⑭合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他（ ）
	⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他（ ）
	⑯その他安全対策	

伐木等作業について

作業を行う場所・作業の方法の概略図

※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。
なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。



作業場所について、
立入禁止範囲、通信
可能エリア、緊急車
両の走行経路などを
確認

伐木等作業について

作業者や緊急時の対応について確認

作業班	作業者名	チェーンソー使用有無	チェーンソーメーカー	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		
緊急時の対応		林班 小班	GPS緯度： 経度：	
	⑰緊急車両の走行経路、 緊急連絡先	消防署（電話 ）、 病院（電話 ） 緊急車両待合せ場所（林道等名称・位置） 会社（〇〇事務所）（電話 ）		
	⑱携帯電話等・無線通信 による通信可能範囲	林道等名称・位置		
	⑲備考			

(※1) 各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。

(※2) 記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

災害事例

災害事例

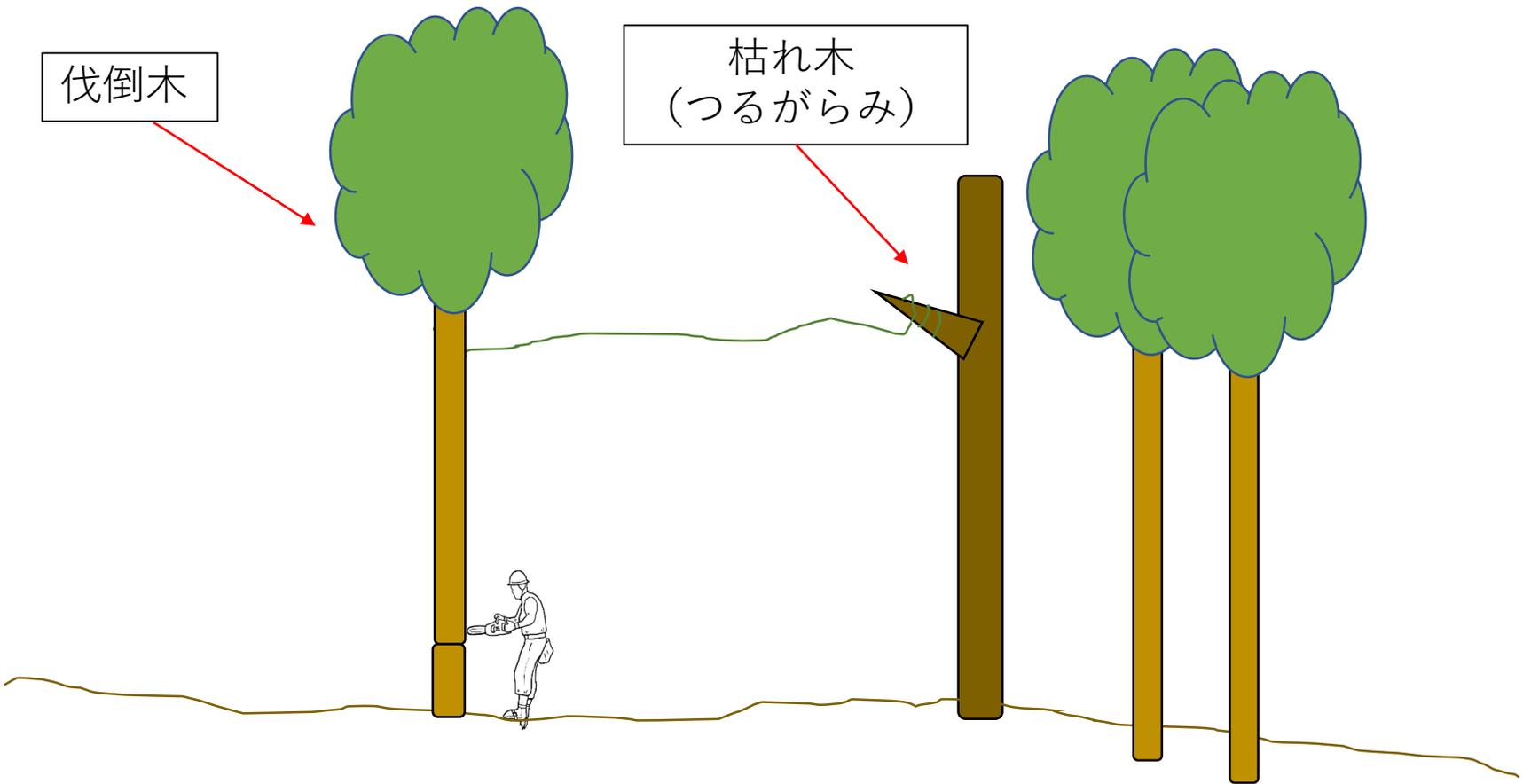
災害事例 1

伐倒作業中、伐倒木とその後方にある枯れた木につるが絡まっていることに気づかずに伐倒し、伐倒した勢いで枯れた木の枝が折れ、作業者に直撃した。

災害事例

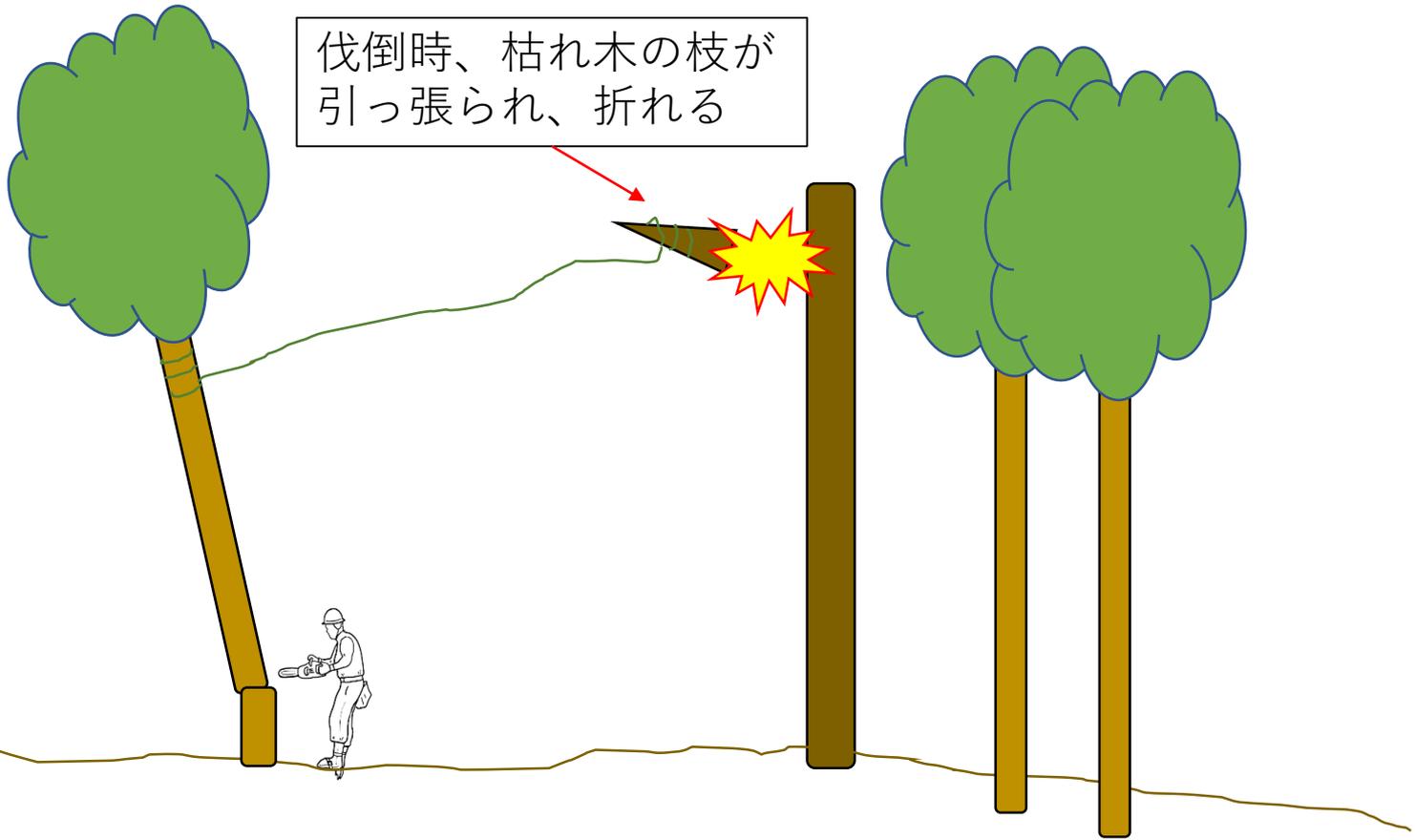
伐倒木

枯れ木
(つるがらみ)



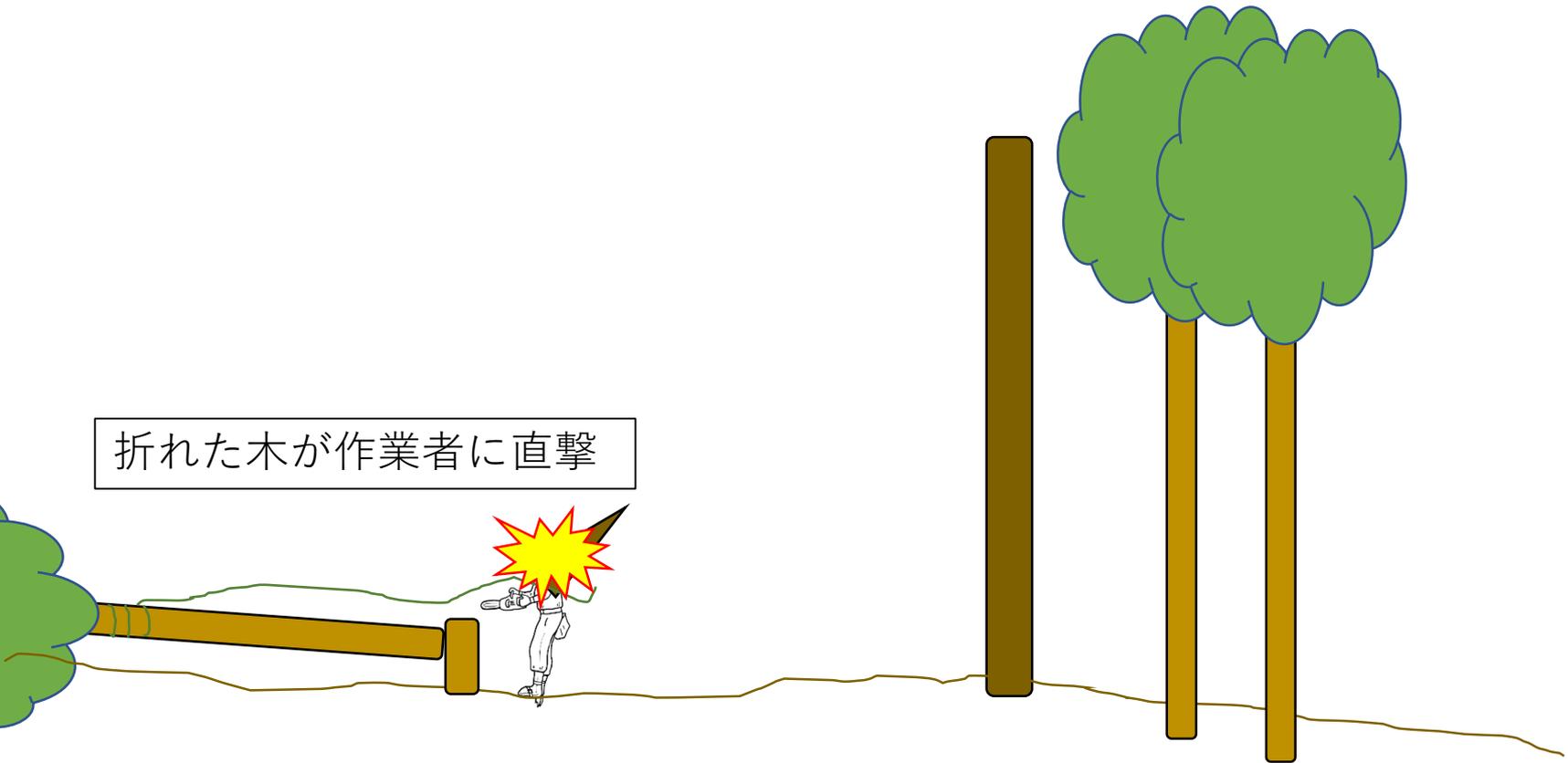
災害事例

伐倒時、枯れ木の枝が
引っ張られ、折れる



災害事例

折れた木が作業者に直撃



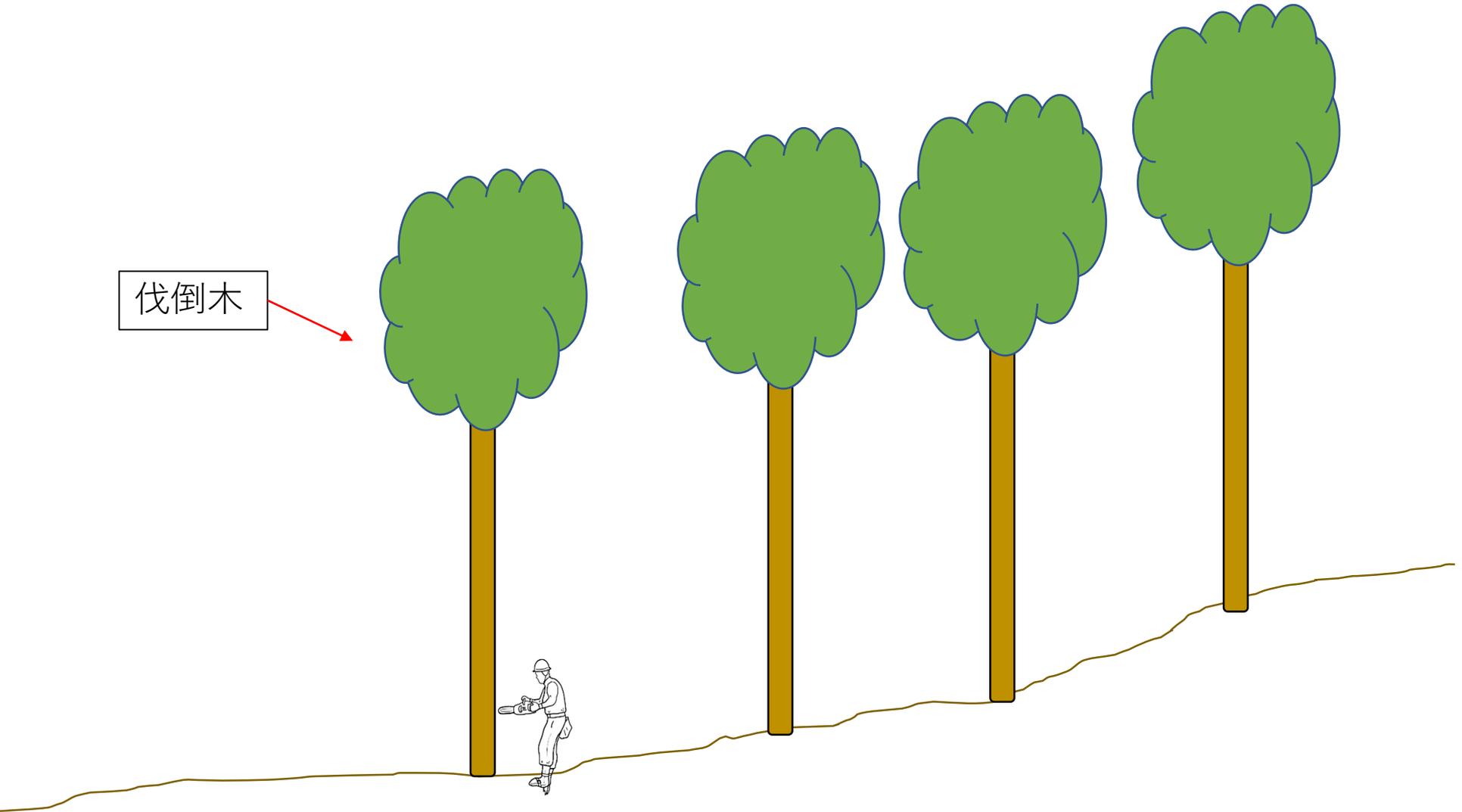
災害事例

災害事例 2

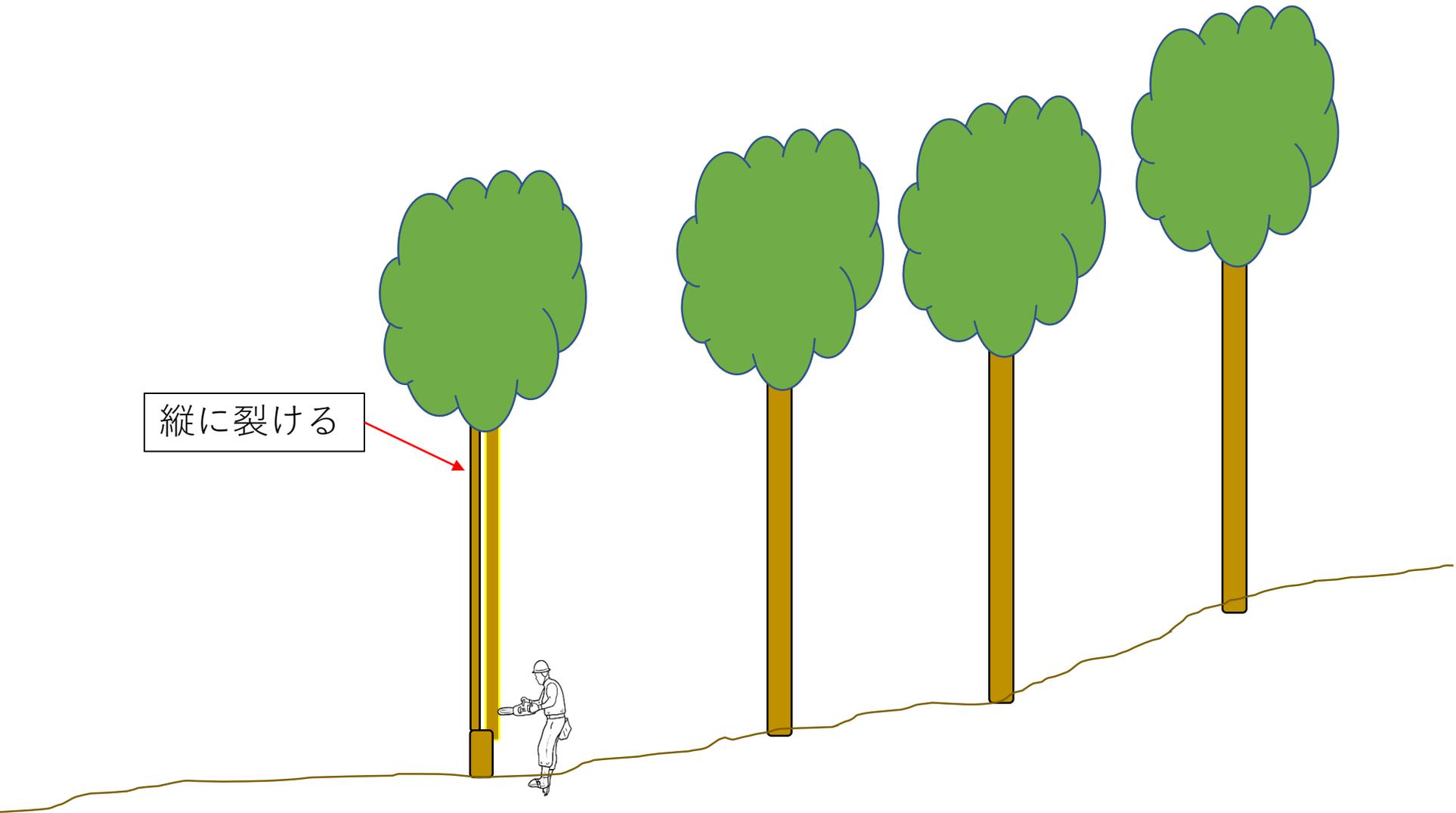
伐倒作業中、伐倒中の立木が縦に裂けてしまい、退避を試みたが避けた木が被災者の背中に直撃し、負傷した。

災害事例

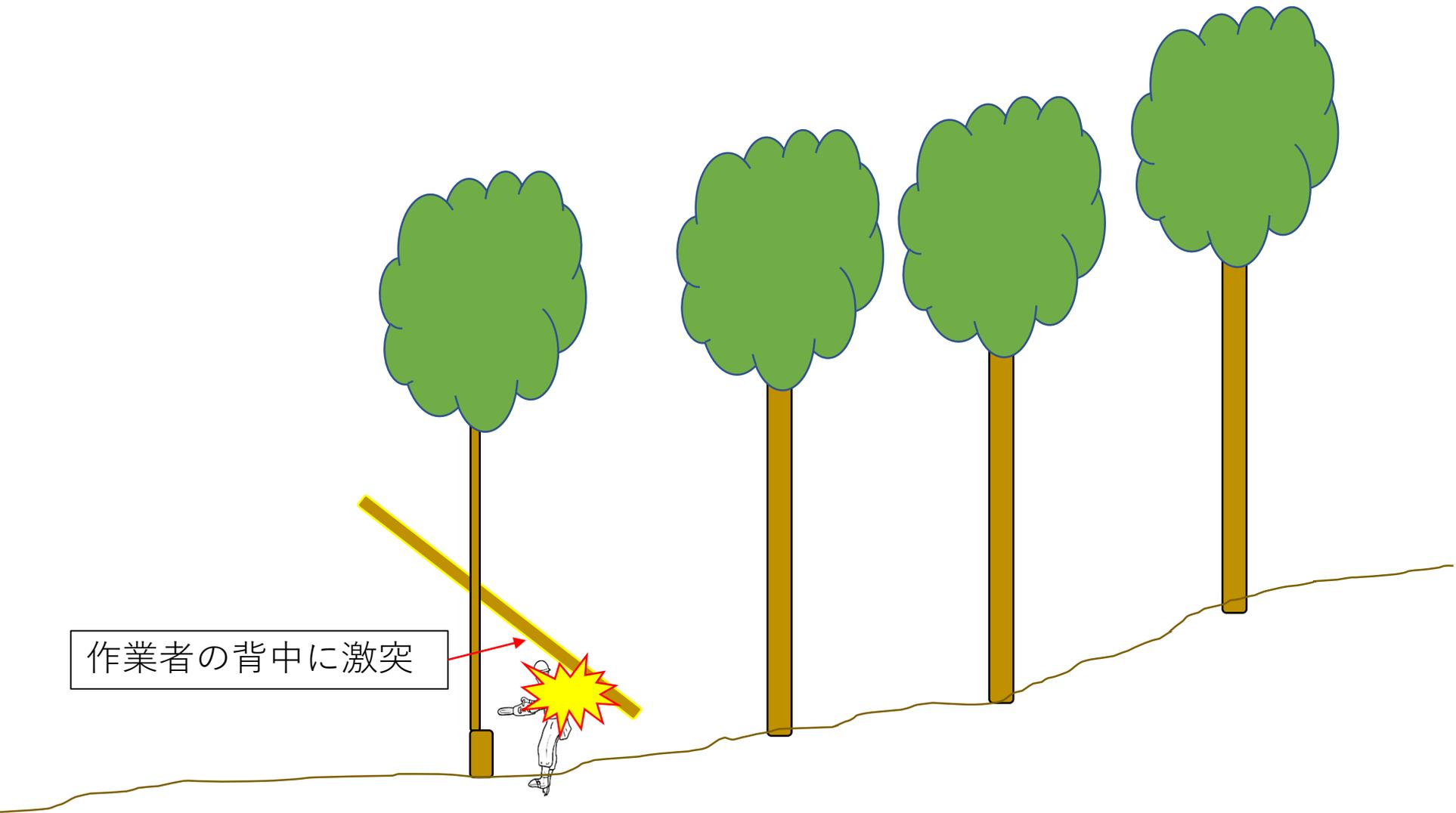
伐倒木



災害事例



災害事例



災害事例

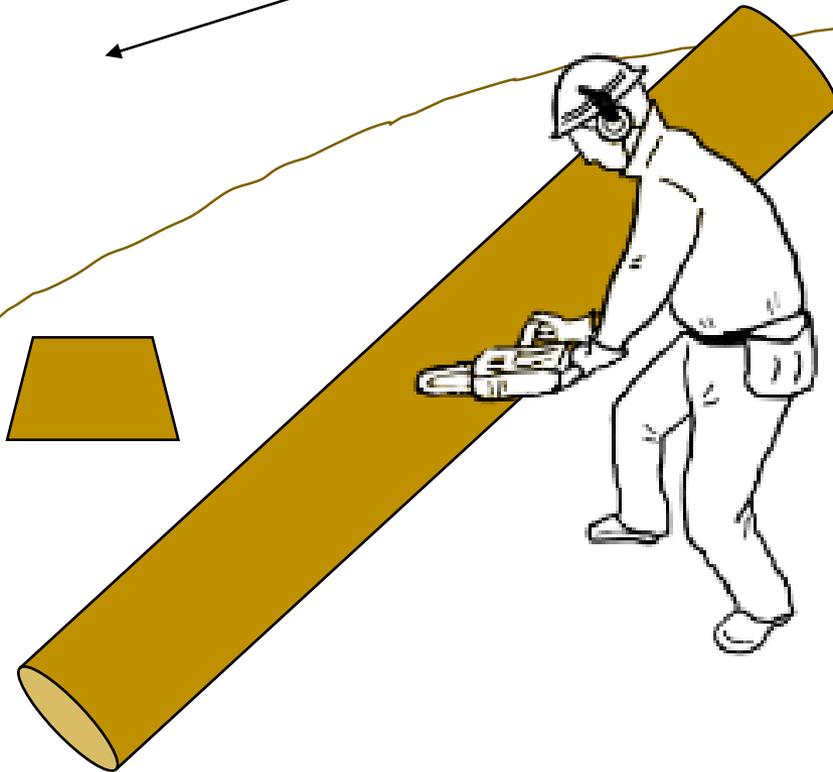
災害事例 3

山林内傾斜地でチェーンソーによる伐倒した木の玉切り作業を行っていたところ切断した木が転がって傾斜地下にあった伐根にぶつかって木が跳ね返り自身の足に当たった。

災害事例

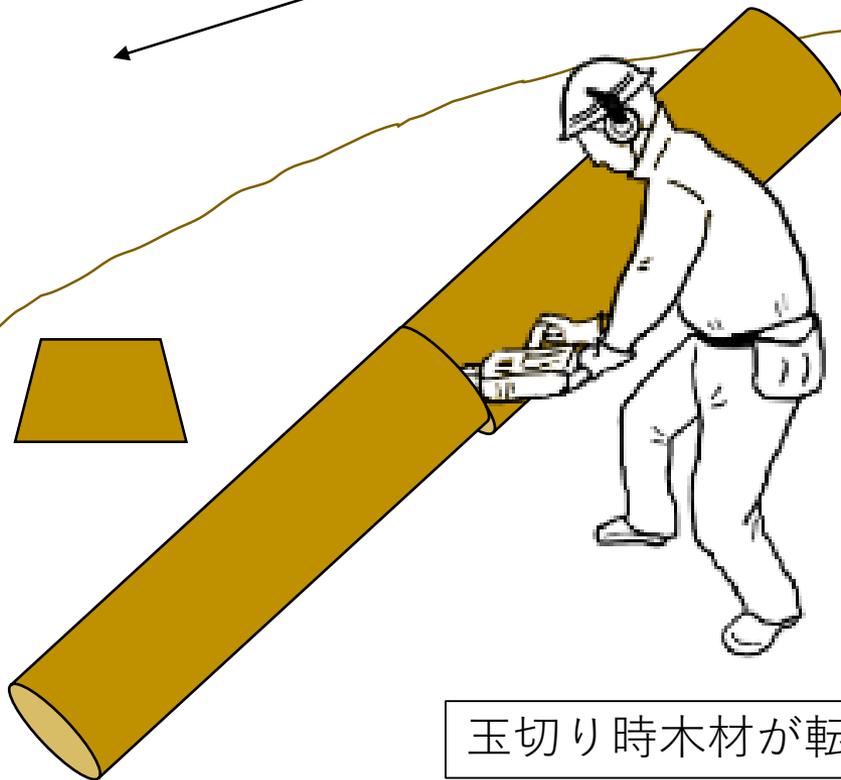
傾斜

玉切り作業



災害事例

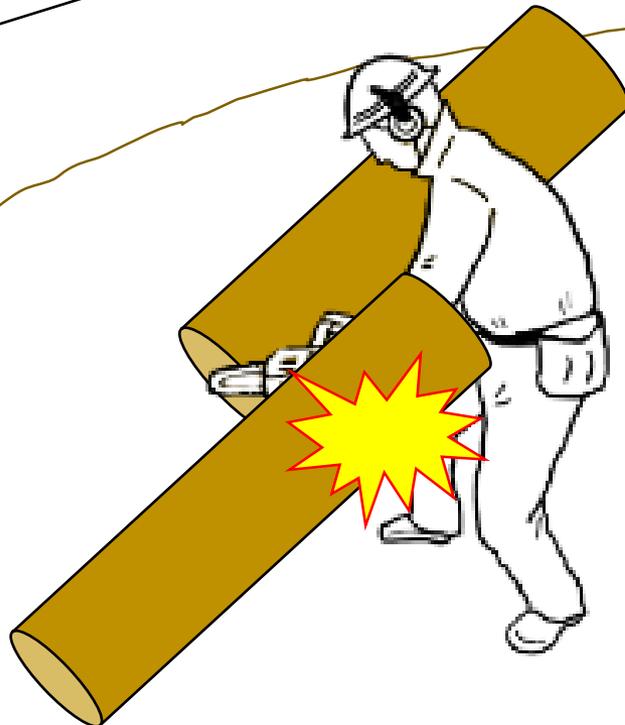
傾斜



玉切り時木材が転がってしまう

災害事例

傾斜



傾斜地下の伐根にあたり跳ね返って被災者にあたる

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要について（抜粋）
3. 林業における労働災害防止対策について
4. その他

熱中症による災害の防止対策

1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

蒸し暑い環境

- 高温多湿で無風の屋外作業
- 空調設備のない屋内での作業
- 工作機械等が密集している工場内
- 炎天下・照り返しのある場所

身体負荷の高い作業

- 身体全体の筋力を使う作業
- 長時間にわたる作業
- 自己判断で休憩が取れない作業
- 飲料を摂取しづらい作業

体調が良くない

- 二日酔い
- 寝不足
- 下痢（脱水状態）
- 持病（糖尿病・心臓病等）

休憩場所がない

管理体制に不備

予防対策グッズ未使用

熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

熱中症による災害の防止対策

2. 暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的とした指標
作業場所における暑さ指数が、基準値を超えるおそれがある場合には
熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる

暑さ指数を **確認** する

熱中症予防情報サイトで確認できる



熱中症
予防情報サイト



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

暑さ指数を **測定** する

WBGT指数計で自分の職場で測定できる



詳しくはこちら



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/img/04.pdf>

熱中症による災害の防止対策

1. 熱中症の見分け方と応急手当

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

⚠️ いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

⚠️ 専門知識がないと、熱中症か判断できない

救急車が到着するまで

すぐに**119**番

作業着を脱がせ
水をかけ全身を **急速冷却**



熱中症による災害の防止対策

2. 予防には『暑熱順化』



暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人

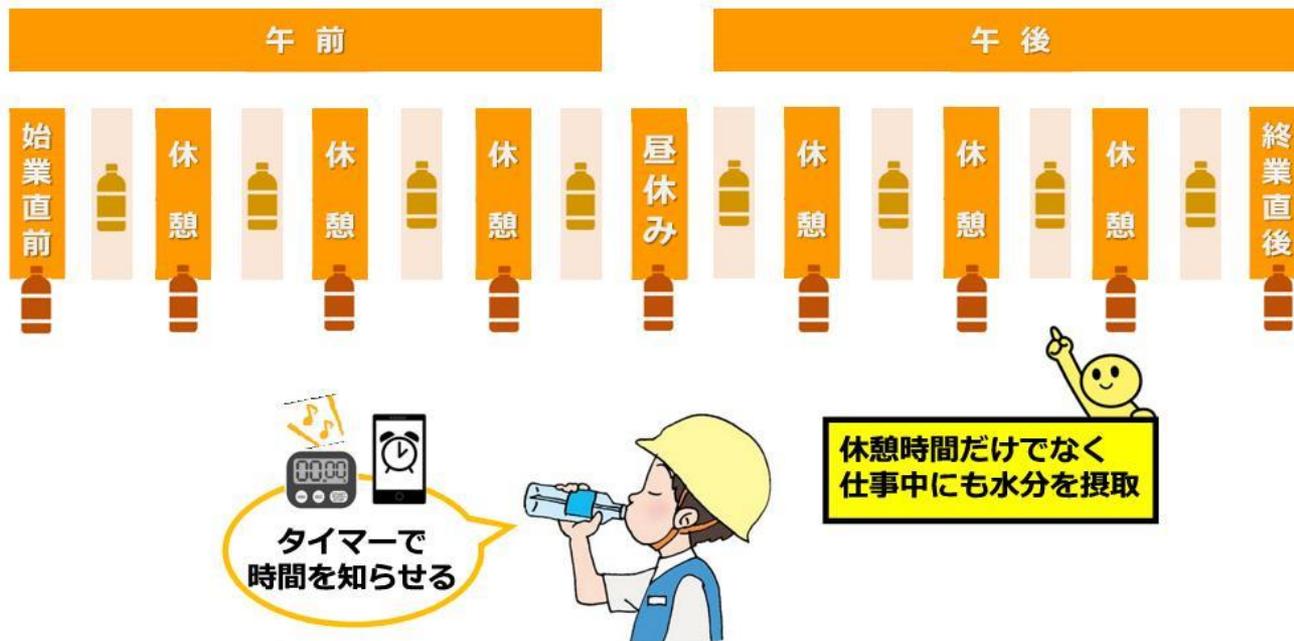


数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

熱中症による災害の防止対策

3. 水分補給と休憩

一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



熱中症による災害の防止対策

4. 注意点

①前日のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに
	<input checked="" type="checkbox"/> ぐっすり眠る
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラートの確認
②仕事前のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか
	<input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか
	<input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか
	<input checked="" type="checkbox"/> 二日酔いしていないか
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラートの確認
③仕事中のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 単独作業を避け、声をかけ合う
	<input checked="" type="checkbox"/> 監督者は現場パトロール
	<input checked="" type="checkbox"/> 水分・塩分の補給
	<input checked="" type="checkbox"/> こまめに休憩

労働安全衛生手続の一部電子申請義務化について (令和7年1月1日から)

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です



電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

ご安全に!

